

刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

この要綱案中「法」とあるのは、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号。ただし、同法附則第一条ただし書第四号に掲げる規定に限る。）による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）をいう。

第1 第一編（総則）の規定の改正・新設

1 裁判の告知・処置をとるべきことの請求（第三十四条の二、第三十四条の三の新設）

第三十四条の二、第三十四条の三を新設すること。

第三十四条の二 法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載のないものその他の裁判書の謄本に代わるものを被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

2 法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下同じ。）の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載のないものその他の裁判書の謄本に代わるものを被告人に送達して裁判の告知をすることが

できる。

- 3 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち当該勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載のないものその他の裁判書の謄本に代わるものを被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。
- 4 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち当該鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載のないものその他の裁判書の謄本に代わるものを被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。
- 5 法第二百七十一条の三第一項若しくは法第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは法第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる

者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されたこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

6 法第二百七十一条の三第三項若しくは法第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項若しくは法第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載のないものその他の裁判書の謄本に代わるものを送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されたこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

7 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち当該勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち当該鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲

げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されたこれらの個人特定事項を被疑者に知らせてはならない旨の条件を付することができる。

- 8 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち当該勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち当該鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものを送達して裁判の告知をすることができる。

(処置をとるべきことの請求)

第三十四条の三 裁判所又は裁判官は、前条第五項から第七項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所又は裁判官に通知しなければならない。

2 公判調書の記載要件（第四十四条の改正）

第四十四条を次のとおり改めること（改正部分を下線で特定した。以下同じ）。

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十二 （略）

十三 法第二百九十一条第五項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述

十四～四十五 （略）

四十六 法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による請求に関する事項

四十七 法第二百九十九条の五第一項又は第二項の規定による裁定に関する事項

四十八・四十九 （略）

五十 法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第五項の手續に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手續の申立てを却下したときは、その旨

五十一 （略）

2 （略）

3 裁判書等の謄本、抄本等（第五十七条の改正）

第五十七条を次のとおり改めること。

（裁判書等の謄本、抄本等）

第五十七条 （略）

2 （略）

- 3 前項の抄本は、判決をした裁判官がその記載が相違ないことを証明する旨を付記して認印したものに限り、その効力を有する。
- 4 (略)
- 5 判決書に起訴状その他の書面に記載された事実が引用された場合には、その判決書の謄本又は抄本には、その起訴状その他の書面に記載された事実をも記載しなければならない。ただし、抄本について当該部分を記載することを要しない場合は、この限りでない。
- 6 (略)
- 7 第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の謄本に代わるものには、裁判書の謄本に代わるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が記名押印しなければならない。

4 条件を付すなどする場合の裁判長等による記名押印（第六十一条の二の新設）

第六十一条の二を新設すること。

(条件を付すなどする場合の裁判長等による記名押印)

第六十一条の二 裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面でこれをするときには、当該書面には、被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、裁判長又は裁判官が記名押印するものとする。

- 2 裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面でこれをするときには、当該書面には、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、裁判長又は裁判官が記名押印するものとする。

5 勾引状に代わるもの、勾留状に代わるものの記載要件（第七十条の二の新設）

第七十条の二を新設すること。

（勾引状に代わるもの、勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七十一条の八等）

第七十条の二 法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の勾引状に代わるもの又は同号の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長又は裁判官が記名押印しなければならない。

- 一 被告人の氏名及び住居
 - 二 罪名
 - 三 起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨
 - 四 当該書面が法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨
 - 五 引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設
 - 六 勾引状又は勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
 - 七 勾引状又は勾留状の発付の年月日
 - 八 勾引状又は勾留状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名
 - 九 勾留状に代わるものを交付するときは、法第六十条第一項各号に定める事由
- 2 被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。
- 3 被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

6 勾引状等の数通交付（第七十三条の改正）

第七十三条を次のとおり改めること。

（勾引状等の数通交付）

第七十三条 勾引状又は勾引状に代わるものは、数通を作り、これを検察事務官又は司法警察職員数人に交付することができる。

7 勾引状、勾留状の謄本の被告人への交付の請求等（第七十四条の改正）

第七十四条を次のとおり改めること。

（勾引状、勾留状の謄本の被告人への交付の請求等）

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人は、その謄本の被告人への交付を請求することができる。

2 前項の請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。

3 第一項の請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき 当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二 法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三 法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

8 勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等・勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式・処置をとるべきことの請求（第七十四条の二、第七十四条の三、第七十四条の四の新設）

第七十四条の二から第七十四条の四までを新設すること。

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第七十四条の二 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

2 前項の請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたとき（第一号の個人特定事項につき、法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定があり、その時期が到来したとき又は法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一 次号に掲げるとき以外のとき 勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載された個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）及び訴因変更等

請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

二 前号の個人特定事項につき、法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法の指定があつたとき又は法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法を指定した旨の通知があつたとき 当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定すること。

3 第一項の請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき 当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二 法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合であつて、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三 法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引

状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に
代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

(勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式)

第七十四条の三 前条第一項の請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、前条第一項の請求であることを明らかにしなければならない。
。

3 第一項の書面において前条第一項の請求であることが明らかでない場合には、
請求者が被告人であるときは第七十四条第一項の請求とみなし、請求者が弁護人
であるときは前条第一項の請求とみなす。

(処置をとるべきことの請求)

第七十四条の四 裁判所は、第七十四条の二第二項後段の規定により付した条件に
弁護人が違反したとき、又は同項後段の規定による時期若しくは方法の指定に弁
護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属す
る弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求す
ることができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所
に通知しなければならない。

9 禁錮以上の刑に処せられた被告人の収容手続（第九十二条の二の改正）

第九十二条の二を次のとおり改めること。

(禁錮以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第九十八条)

第九十二条の二 法第三百四十三条第二項において準用する法第九十八条の規定に
より被告人を刑事施設に収容するには、言い渡した刑並びに判決の宣告をした年
月日及び裁判所を記載し、かつ、裁判長又は裁判官が相違ないことを証明する旨
付記して認印した勾留状の謄本を被告人に示せば足りる。

2 法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る）（法第三百十二条の

二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状の謄本」とあるのは、「法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

10 身体の検査のためにする被告人以外の者に対する勾引及び証人の勾引（第百四条、第百十二条の改正）

(1) 第百四条を次のとおり改めること。

(準用規定)

第百四条 身体の検査のためにする被告人以外の者に対する勾引については、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条の規定を準用する。

(2) 第百十二条を次のとおり改めること。

(準用規定)

第百十二条 証人の勾引については、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条の規定を準用する。

11 鑑定留置状に代わるものの記載要件（第三百十一条の二の新設）

第三百十一条の二を新設すること。

(鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第百六十七条、第二百七十一条の八等)

第三百十一条の二 法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事

項を記載し、裁判長が記名押印しなければならない。

一 被告人の氏名及び住居

二 罪名

三 起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四 当該書面が法第六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

五 留置すべき場所

六 留置の期間

七 鑑定之目的

八 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

九 鑑定留置状の発付の年月日

十 鑑定留置状に記名押印した裁判長の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

第2 第二編（第一審）第一章（捜査）の規定の改正・新設

1 逮捕状請求権者の指定、変更の通知（第四百四十一条の二の改正）

第四百四十一条の二を次のとおり改めること。

（逮捕状請求権者の指定、変更の通知等）

第四百四十一条の二 国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、法第九十九条第二項の規定により逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したとき又は法第二百一条の二第一項の規定により逮捕状に代わるものの交付を請求すること

ができる司法警察員を指定したときは、国家公安委員会においては最高裁判所に、都道府県公安委員会においてはその所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更を生じたときも、同様である。

2 逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件（第四百四十二条の二の新設）

第四百四十二条の二を新設すること。

(逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件)

第四百四十二条の二 法第二百一条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしてしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

五 前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

六 逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その旨及び事由

七 引致すべき官公署その他の場所

3 前項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 資料の提供（第四百四十三条の改正）

第四百四十三条を次のとおり改めること。

(資料の提供)

第四百四十三条 (略)

2 法第二百一条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

4 逮捕状に代わるものの記載要件等（第四百四十四条の二の新設）

第四百四十四条の二を新設すること。

（逮捕状に代わるものの記載要件）

第四百四十四条の二 逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨

五 引致すべき官公署その他の場所

六 請求者の官公職氏名

七 逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

八 逮捕状発付の年月日

九 逮捕状を発付した裁判官の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、逮捕状に代わるものについてこれを準用する。

5 逮捕状に代わるものの作成（百四十五条の二の新設）

第四百四十五条の二を新設すること。

（逮捕状に代わるものの作成）

第四百四十五条の二 逮捕状に代わるものは、第四百四十二条の二第一項に規定する書

面及びその記載を利用してこれを作ることができる。

6 逮捕状等の数通交付（第四百四十六条の改正）

第四百四十六条を次のとおり改めること。

（逮捕状等の数通交付）

第四百四十六条 逮捕状及び逮捕状に代わるものは、請求により、数通を交付することができる。

7 逮捕状に代わるものの交付請求の却下等（第四百四十六条の二の新設）

第四百四十六条の二を新設すること。

（逮捕状に代わるものの交付請求の却下等）

第四百四十六条の二 第四百四十条及び第四百四十一条の規定は、法第二百一条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

8 勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件（第四百四十七条の二の新設）

第四百四十七条の二を新設すること。

（勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百七条の二）

第四百四十七条の二 法第二百七条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしてなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのい

ずれに該当するかの別及びその事由

- 3 被疑者の住居、罪名、法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨又は同項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)若しくは第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別の記載については、これらの事項が第四百四十二条の二第一項に規定する書面の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を第一項の書面に記載すれば足りる。
- 4 第二項の場合には、第四百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

9 資料の提供（第四百四十八条の改正）

第四百四十八条を次のとおり改めること。

（資料の提供・法第二百四条等）

第四百四十八条 （略）

2 （略）

3 法第二百七条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

10 勾留状に代わるものの記載要件・勾留状に代わるものの交付等請求の却下等（第四百四十九条の二、第四百四十九条の三の新設）

第四百四十九条の二、第四百四十九条の三を新設すること。

（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の二）

第四百四十九条の二 法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

- 一 被疑者の氏名及び住居
- 二 罪名

三 法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

五 法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

六 勾留すべき刑事施設

七 勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

八 勾留の請求の年月日

九 勾留状の発付の年月日

十 勾留状を発付した裁判官の氏名

十一 法第六十条第一項各号に定める事由

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

(勾留状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百七条の二)

第四百九条の三 第四百十条及び第四百十一条の規定は、法第二百七条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

1 1 個人特定事項の通知の請求の方式・勾留状に代わるものの記載要件（第五十条の二、第五十条の三の新設）

第五十条の二を第五十条の九として、第五十条の二、第五十条の三を新設すること。

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七条の三)

第五十条の二 法第二百七条の三第一項の規定による請求は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。

(勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の三)

第百五十条の三 法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものに記載のないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により被疑者に通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

五 勾留すべき刑事施設

六 勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

七 勾留の請求の年月日

八 勾留状の発付の年月日

九 勾留状を発付した裁判官の氏名

十 法第六十条第一項各号に定める事由

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

12 勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等・勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式・勾留状の謄本を弁護人に交付する旨の裁判・処置をとるべきことの請求（第百五十条の四、第百五十条の五、第百五十条の六、第百五十条の七、第百五十条の八の新設）

第百五十条の四から第百五十条の八までを新設すること。

(勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百七条等)

第百五十条の四 勾留状の執行を受けた被疑者は、その謄本の被疑者への交付を請求することができる。

2 前項の請求があつた場合には、被疑者に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）は、被疑者に対し、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。

（勾留状の謄本の弁護士への交付の請求等）

第百五十条の五 勾留状の執行を受けた被疑者又はその弁護士は、その謄本の弁護士への交付を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その旨を検察官に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた検察官は、勾留状並びに法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（いずれもその交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつたとき（以下この条において「全部通知の裁判があつたとき」という。）は、勾留状を差し出せば足りる。

4 前項の検察官は、第二項の通知に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、前項の規定による勾留状等の差出しと同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第二号に定める措置をとるべき旨の通知は、第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止でき

ないおそれがあると認めるときに限り、することができる。

一 弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付すること。

二 弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付すること。

5 第一項の請求があつた場合には、次項本文の措置をとるときを除き、弁護人に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、第一項の請求に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

6 第一項の請求があつた場合であつて、検察官から第四項第二号に定める措置をとるべき旨の通知があつたときは、弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。ただし、第四項第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)又は第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穩が著しく害されること及び同項第一号ハ(2)又は第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。

(勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式)

第百五十条の六 前条第一項の請求は、書面でこれをしなければならない。

- 2 前項の書面には、前条第一項の請求であることを明らかにしなければならない。
- 3 第一項の書面において前条第一項の請求であることが明らかでない場合には、請求者が被疑者であるときは第百五十条の四第一項の請求とみなし、請求者が弁護人であるときは前条第一項の請求とみなす。

(勾留状の謄本を弁護人に交付する旨の裁判)

第百五十条の七 裁判官は、第百五十条の五第六項の規定による勾留状に代わるものの謄本の交付があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付する旨の裁判をしなければならない。

- 一 第百五十条の五第五項後段の規定による措置によつて、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穩が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。
 - 二 第百五十条の五第六項本文の規定による措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。
- 2 裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

(処置をとるべきことの請求)

第百五十条の八 裁判官は、第百五十条の五第五項後段又は前条第一項の規定により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁

護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判官に通知しなければならない。

1 3 期間の延長の裁判・期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等（第二百五十三条、第二百五十四条の改正、第二百五十四条の二の新設）

- (1) 第二百五十三条を次のとおり改めること。

（期間の延長の裁判・法第二百八条等）

第二百五十三条 裁判官は、第二百五十一条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、勾留状に延長する期間及び理由を記載して記名押印し、かつ裁判所書記官をしてこれを検察官に交付させなければならない。

- 2・3 （略）

- 4 検察官は、勾留状の交付を受けたときは、直ちに刑事施設職員をしてこれを被疑者に示させなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）においては、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）を被疑者に示させ、延長する期間及び理由並びに延長の裁判をした裁判官の氏名を被疑者に読み聞かせさせれば足りる。

- 5 （略）

- (2) 第二百五十四条を次のとおり改めること。

（期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百八条等）

第百五十四条 前条第一項の裁判があつたときは、被疑者は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付を請求することができる。

2 前項の請求があつた場合には、第百五十条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「もの) の謄本」とあるのは、「もの) の謄本並びに第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と読み替えるものとする。

(3) 第百五十四条の二を新設すること。

(期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等)

第百五十四条の二 第百五十三条第一項の裁判があつたときは、被疑者又は弁護人は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付を請求することができる。

2 前項の請求があつた場合には、第百五十条の五第二項から第六項まで及び第百五十条の六から第百五十条の八までの規定を準用する。この場合において、第百五十条の五第二項中「前項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第四項第二号及び第六項中「謄本」とあるのは「謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と、同条第五項及び第六項中「第一項の請求」とあるのは「第百五十四条の二第一項の請求」と、第百五十条の六中「前条第一項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第三項中「第百五十条の四第一項」とあるのは「第百五十四条第一項」と読み替えるものとする。

1 4 逮捕状等の返還に関する記載（第百五十七条の二の改正）

第百五十七条の二を次のとおり改めること。

(逮捕状等の返還に関する記載)

第百五十七条の二 (略)

2 逮捕状に代わるものには、逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなく

なつたときは、直ちに逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

15 鑑定留置状に代わるものの交付等請求書の記載要件・鑑定留置状に代わるものの記載要件・鑑定留置状に代わるものの交付等請求の却下等・個人特定事項の通知の請求の方式・鑑定留置状に代わるものの記載要件・準用規定（第二百五十八条の三、第二百五十八条の四、第二百五十八条の五、第二百五十八条の六、第二百五十八条の七、第二百五十八条の八の新設）

第二百五十八条の三から第二百五十八条の八までを新設すること。

（鑑定留置状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第二百五十八条の三 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその事由

3 前項の場合には、第四百十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第二百五十八条の四 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百

七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

五 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

六 留置すべき場所

七 留置の期間

八 鑑定の目的

九 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

十 鑑定留置状の発付の年月日

十一 鑑定留置状を発付した裁判官の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

(鑑定留置状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百二十四条、第二百七条の二)

第百五十八条の五 第百四十条及び第百四十一条の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求があつ

た場合について準用する。

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百二十四条、第二百七条の三)

第百五十八条の六 第百五十条の二の規定は、法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

(鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の三)

第百五十八条の七 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものに記載のないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により被疑者に通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

五 留置すべき場所

六 留置の期間

七 鑑定の目的

八 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

九 鑑定留置状の発付の年月日

十 鑑定留置状を発付した裁判官の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読

み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

(準用規定)

第百五十八条の八 第百五十条の四から第百五十条の八までの規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた場合について準用する。この場合において、第百五十条の四（見出しを含む。）、第百五十条の五の見出し、同条第一項及び第三項から第六項まで、第百五十条の六の見出し並びに第百五十条の七の見出し及び同条第一項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第百五十条の四第二項ただし書並びに第百五十条の五第三項ただし書、第四項及び第五項中「第二百七条の二第二項の」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の」と、第百五十条の四第二項ただし書及び第百五十条の五第三項ただし書中「第二百七条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項」と、第百五十条の四第二項ただし書、第百五十条の五第三項、第四項第一号及び第二号、第五項並びに第六項並びに第百五十条の七第一項中「第二百七条の三第三項」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項」と、第百五十条の四第二項ただし書、第百五十条の五第三項、第四項第一号及び第二号、第五項並びに第六項並びに第百五十条の七第一項中「第二百七条の二第二項本文」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文」と読み替えるものとする。

第3 第二編（第一審）第二章（公訴）、第三章（公判）の規定の改正、新設

1 起訴状の記載要件（第百六十四条の改正）

第百六十四条を次のとおり改めること。

(起訴状の記載要件・法第二百五十六条)

第百六十四条 起訴状には、法第二百五十六条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被告人の年齢、職業、住居及び本籍。ただし、被告人が法人であるときは、事務所並びに代表者又は管理人の氏名及び住居

二 (略)

三 法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出するときは、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

2 (略)

2 弁護人選任書の差出し等（第百六十五条の改正）

第百六十五条を次のとおり改めること（削除部分を取消線で特定した。以下同じ）。

(弁護人選任書の差出し等・法第二百五十六条等)

第百六十五条 検察官は、公訴の提起と同時に被告人の数に応ずる起訴状の謄本を裁判所に差し出さなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならない。

2 検察官は、公訴の提起と同時に、検察官又は司法警察員に差し出された弁護人選任書を裁判所に差し出さなければならない。同時に差し出すことができないときは、起訴状にその旨を記載し、かつ公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならない。

2 (略)

3 法第二百五十六条の二の規定は、略式命令の請求をする場合には、適用しない。

3 起訴状抄本等の記載事項等（第百六十五条の二の新設）

第百六十五条の二を第百六十五条の三として、第百六十五条の二を新設する

こと。

(起訴状抄本等の記載事項等・法第二百七十一条の二等)

第百六十五条の二 法第二百七十一条の二第二項の起訴状抄本等には、同項の規定によるものである旨を記載しなければならない。

2 法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等一通を裁判所に差し出さなければならない。

3 法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の起訴状の謄本又は法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の起訴状抄本等には、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載しなければならない。

4 法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等一通を裁判所に差し出さなければならない。

4 証明資料の差出（第百六十六条の改正）

第百六十六条を次のとおり改めること。

(証明資料の差出・法第二百五十五条)

第百六十六条 公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状の謄本若しくは起訴状抄本等若しくは略式命令の謄本若しくは第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものの送達ができなかつたことを証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。ただし、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を差し出してはならない。

5 逮捕状、勾留状の差出（第百六十七条の改正）

第百六十七条を次のとおり改めること。

(逮捕状、勾留状の差出・法第二百八十条)

第百六十七条 検察官は、逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に逮捕状、逮捕状に代わるもの、勾留状、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの(以下この条において「逮捕状等」という。)(いずれもその発付又は交付があつた場合に限る。)を差し出さなければならない。逮捕又は勾留された後釈放された被告人について公訴を提起したときも、同様である。

2 裁判官は、第百八十七条の規定により他の裁判所の裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には、直ちに前項の逮捕状等をその裁判官に送付しなければならない。

3 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに第一項の逮捕状等及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

6 起訴状の謄本の送達等（第百七十六条の改正）

第百七十六条を次のとおり改めること。

(起訴状の謄本の送達等・法第二百七十一条等)

第百七十六条 裁判所は、法第二百五十六条の二の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

2 裁判所は、起訴状の謄本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

7 呼称の定め等（第百七十六条の二の新設）

第百七十六条の二を新設すること。

(呼称の定め等・法第二百七十一条の二)

第百七十六条の二 裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄

本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、必要があると認めるときは、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものに係る名称に代わる呼称を定めることができる。

- 2 前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）において記載したときは、同項の個人特定事項に係る名称を記載したものとみなす。
- 4 前項の場合において、第一項の個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第百十八条第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させることができる」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載し、第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書することができる」とする。

8 個人特定事項の通知の請求の方式・通知の請求に対する判断の時期（第七

十六條の三、第七十六條の四の新設)

第七十六條の三、第七十六條の四を新設すること。

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七十一條の五)

第七十六條の三 法第二百七十一條の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二條の二第四項において準用する場合を含む。）の請求は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2 被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定にかかわらず、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においては、同項の請求を口頭であることを許すことができる。

(通知の請求に対する判断の時期・法第二百七十一條の五)

第七十六條の四 前条第一項の請求については、遅滞なく決定をしなければならない。ただし、当該請求が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合は、この限りでない。

9 呼称の通知（第七十六條の五の新設）

第七十六條の五を新設すること。

(呼称の通知・法第二百七十一條の六)

第七十六條の五 裁判所は、法第二百七十一條の六第二項の規定により、法第二百七十一條の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合又は法第三百十二條の二第四項において準用する法第二百七十一條の六第二項の規定により、法第三百十二條の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し

、これに代わる呼称を知らせなければならない。

- 2 裁判所は、法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。
- 3 裁判所は、法第二百七十一条の六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の記載がないものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。
- 4 裁判所は、法第二百七十一条の六第六項の規定により、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第六項の規定により、法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名

称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

- 5 前四項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第七百七十六条の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

10 公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限（第七百七十六条の六の新設）

第七百七十六条の六を新設すること。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第七百七十六条の六 裁判所は、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、当該措置に係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第二百二十六条（第三百三十五条及び第三百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第二百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

- 2 裁判所は、前項の規定により、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置若しくは法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒

んだ場合において、被告人又は弁護人の請求がある場合であつて、当該個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

- 3 前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第七百七十六条の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

1 1 証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合等（第七百七十八条の七の改正）

第七百七十八条の七を次のとおり改めること。

（証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合等）

第七百七十八条の七 第一回の公判期日前に、法第二百九十九条第一項本文の規定により、訴訟関係人が、相手方に対し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与える場合には、なるべく早い時期に、その機会を与えるようにしなければならない。法第二百九十九条の四第三項から第五項までの規定により、被告人又は弁護人に対し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないで、氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先を知る機会を与える場合も同様とする。

- 2 検察官は、法第二百九十九条の四第三項から第五項まで又は第八項から第十項までの規定により、被告人又は弁護人に対し、氏名に代わる呼称を知る機会を与える場合において、当該氏名について第七百七十六条の二第一項又は第七百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称があるときは、氏名に代わる呼称として当該呼称を知る機会を与えるものとする。

1 2 呼称の定め等（第七百七十八条の十の新設）

第七百七十八条の十から第七百七十八条の十六までを第七百七十八条の十一から第

百七十八条の十七までとし、百七十八条の十を新設すること。

(呼称の定め等・法第二百九十九条の四等)

百七十八条の十 裁判所は、検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置をとつたことについて法第二百九十九条の四第十一項の規定による通知があつた場合又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項の規定により検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定した場合において、必要があると認めるときは、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名又は住居に代わる呼称を定めることができる。

- 2 前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）において記載したときは、第一項の氏名又は住居を記載したものとみなす。
- 4 前項の場合において、第一項の規定により氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第一百八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第一百八条第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させることができる」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」

とあるのは「署名押印させ、又は第七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十條中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載し、第七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書することができる」とする。

1 3 証人等の呼称又は連絡先の通知（現行の第七十八條の十の改正）

第七十八條の十を第七十八條の十一として次のとおり改めること。

（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九條の六）

第七十八條の十一 裁判所は、法第二百九十九條の六第二項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九條の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧又は謄写を禁じた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

2 裁判所は、法第二百九十九條の六第四項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九條の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない

3 裁判所は、法第二百九十九條の六第五項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九條の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九條の五第三項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないものを交付した場合において、法第四十六條の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求があるときは、その被告人

その他訴訟関係人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

4 裁判所は、法第二百九十九条の六第六項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

5 前四項の規定により氏名に代わる呼称を知らせるべき場合において、当該氏名について第七十八条の十第一項の規定により定められた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

14 公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限（現行の第七十八条の十一の改正）

第七十八条の十一を第七十八条の十二として次のとおり改めること。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第七十八条の十二 裁判所は、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第二百二十六条（第三十五条及び第三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第二百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載

され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

3 前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第七十八条の十第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

15 証拠決定された証人等の氏名等の通知（現行の第七十八条の十二の改正）

第七十八条の十二を第七十八条の十三として次のとおり改めること。

（証拠決定された証人等の氏名等の通知）

第七十八条の十三 裁判所は、法第二百九十九条の四第一項若しくは第二項又は法第二百九十九条の五第三項若しくは第四項の規定により氏名についての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第九十一条第二項の規定にかかわらず、その氏名を検察官及び弁護人に通知する。

2 裁判所は、法第二百九十九条の四第三項から第五項までの規定により氏名につ

いての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第百九十一条第二項の規定にかかわらず、その氏名に代わる呼称を訴訟関係人に通知する。

16 第一回の公判期日（第百七十九条の改正）

第百七十九条を次のとおり改めること。

（第一回の公判期日・法第二百七十五条）

第百七十九条 被告人に対する第一回の公判期日の召喚状の送達は、起訴状の謄本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達の前には、これをするできない。

2 第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間には、少なくとも五日の猶予期間を置かなければならない。ただし、簡易裁判所においては、三日の猶予期間を置けば足りる。

3 （略）

17 弁護人に閲覧させないこととした部分等の通知等（第二百七条の二の新設）

第二百七条の二を新設すること。

（弁護人に閲覧させないこととした部分等の通知等）

第二百七条の二 裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は被告人若しくは被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。第四項第二号において同じ。）から法第四十六条の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、検察官に対し、法第三百十条の規定により裁判所に提出された証拠書類若しくは証拠物に記載され若しくは記録されている個人特定事項（起訴状に記

載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを除く。) であつて、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る者のもの又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る者のものうち、法第二百九十九条第一項本文後段の規定により検察官が弁護人に事前に閲覧する機会を与えるに当たり閲覧対象から除外することに弁護人に異議がなかつたもの(以下この条において「非開示個人特定事項」という。) 又は弁護人から被告人に知らせないことに弁護人に異議がなかつたもの(以下この条において「条件付き開示個人特定事項」という。) の有無及びこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するよう求めることができる。

2 検察官は、前項の規定による求めがあつた場合には、裁判所に対し、非開示個人特定事項及び条件付き開示個人特定事項の有無並びにこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するものとする。ただし、同項の規定による求めの前に、同項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は非開示個人特定事項若しくは条件付き開示個人特定事項を特定したものを提出しているときは、この限りでない。

3 検察官は、第一項の証拠書類又は証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載又は記録がないものを提出することによつて、前項本文の通知に代えることができる。

4 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、それにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときを除き、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、第一号に定める措置をとることについては同号の弁護人に、第二号に定める措置をとることについては同号の弁護人又は被告人その他訴訟関係人に異議がないときに限る。

一 弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写する場合であつて、非開示個人特定事項があるとき

訴訟に関する書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの若しくは第二項ただし書若しくは前項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないものを閲覧又は謄写させる方法により、当該請求に係る閲覧又は謄写に代えること。

二 弁護士又は被告人その他訴訟関係人から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、非開示個人特定事項があるとき 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて非開示個人特定事項の記載がないものを交付すること。

三 弁護士が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護士から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、条件付き開示個人特定事項があるとき 弁護士が訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写するに当たり若しくは弁護士に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、これらに記載又は記録された条件付き開示個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

18 訴因変更等請求書面の朗読・訴因変更等請求書面の記載要件等（第二百九条の改正、第二百九条の二の新設）

(1) 第二百九条を次のとおり改めること。

（訴因変更等請求書面の朗読・法第三百十二条等）

第二百九条 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2 前項の書面には、被告人の数に応ずる謄本を添附しなければならない。

3 裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

4 検察官は、法第三百十二条第五項又は第三百十二条の二第三項の規定による送

達があつた後、遅滞なく公判期日において訴因変更等請求書面を朗読しなければならない。

2 法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の規定による訴因変更等請求書面の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に訴因変更等請求書面を示さなければならない。

3 法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項の規定による訴因変更等請求書面の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

4 法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「訴因変更等請求書面」とあるのは、「法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面を、法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面抄本等及び同条第四項において準用する法第二百七十一条の五第四項に規定する書面」とする。

7 裁判所は、第一項の規定にかかわらず、被告人が在廷する公判廷においては、口頭による訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すことができる。

(2) 第二百九条の二を**新設**すること。

(訴因変更等請求書面の記載要件等・法第三百十二条の二)

第二百九条の二 法第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本

等を提出するときは、訴因変更等請求書面に同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ法第二百七十一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

2 前項の場合には、第百六十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合には、第百六十五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

19 決定の告知（第二百七条の十四の改正）

第二百七条の十四を次のとおり改めること。

（決定の告知・法第三百十六条の五）

第二百七条の十四 公判前整理手続において法第三百十六条の五第三号又は第八号から第十号までの決定をした場合には、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

20 公判前整理手続調書の記載要件（第二百七条の十五の改正）

第二百七条の十五を次のとおり改めること。

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百七条の十五 公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十四 （略）

十五 法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項

十六 （略）

十七 法第三百十六条の二十三第三項において準用する法第二百九十九条の五第一項又は第二項の規定による裁定に関する事項

十八 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 証拠調べの順序及び方法を定める決定（法第百五十七条の二第一項の請求に対する決定を除く。）（法第三百十六條の五第九号）

ロ・ハ （略）

十九 （略）

2 （略）

第4 第三編（上訴）、第四編（少年事件の特別手続）、第五編（再審）、第六編（略式手続）の規定の改正、新設

1 第三編（上訴）の規定の改正、新設

(1) 第二百五十八条の二を次のとおり改めること。

（原判決の謄本等の交付・法第四百六条）

第二百五十八条の二 第二百五十七條の申立てがあつたときは、原裁判所に対して法第四十六條の規定による判決の謄本の交付の請求があつたものとみなす。ただし、申立人が申立ての前に判決の謄本の交付、法第二百七十一條の六第四項若しくは第五項（法第三百十二條の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による判決の抄本の交付、法第二百九十九條の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付又は法第四百四條において準用する法第二百七十一條の六第四項若しくは第五項（法第四百四條において準用する法第三百十二條の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは法第二百九十九條の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付を受けているときは、この限りでない。

2 前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決の謄本を申立人に交付しなければならない。ただし、弁護士又は被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。）から第二百五十七條の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決の謄本の交付に代えることができる。

一 第二百五十七条の申立てに係る事件が法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたもの又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたものであるとき 法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置又は法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置

二 第二百五十七条の申立てに係る事件が検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつたもの又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつたものであるとき 法第二百九十九条の六第三項から第五項まで（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置

3 第一項ただし書又は前項の場合には、裁判所書記官は、判決の謄本又は抄本を交付した日を記録上明らかにしておかなければならない。

(2) 第二百五十八条の三を第百五十八条の四として、第二百五十八条の三を新設すること。

(処置をとるべきことの請求)

第二百五十八条の三 裁判所は、前条第二項ただし書の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条ただし書の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

(3) 第二百五十八条の三を第二百五十八条の四として次のとおり改めること。

(事件受理の申立理由書・法第四百六条)

第二百五十八条の四 申立人は、第二百五十八条の二第二項の規定による謄本又は抄本の交付を受けたときはその日から、同条第一項ただし書の場合には第二百五十七条の申立てをした日から十四日以内に理由書を原裁判所に差し出さなければならない。この場合には、理由書に相手方の数に応ずる謄本及び原判決の謄本又は抄本を添付しなければならない。

2 前項の理由書には、第一審判決の内容を摘記する等の方法により、申立ての理由をできる限り具体的に記載しなければならない。

2 第四編（少年事件の特別手続）の規定の改正、新設

(1) 第二百七十八条の二及び第二百七十八条の三を新設すること。

(少年鑑別所への送致令状に代わるものの交付請求等)

第二百七十八条の二 検察官は、法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、少年法第四十三条第一項の請求と同時に、裁判官に対し、当該請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たっては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年に示すものとして当該個人特定事項の記載がない少年法第四十四条第二項の規定により発する令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付することを請求することができる。

2 裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、少年法第四十三条第一項の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たっては、前項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第四十四条第二項の規定により令状を発するときは、これと同時に、少年に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。ただし、前項の規定

による請求に係る者が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなきときは、この限りでない。

第二百七十八条の三 裁判官は、前条第二項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を少年に通知する旨の裁判をしなければならない。

一 イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が法第二百一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が法第二百一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

二 当該措置により少年の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2 裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

3 裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、少年に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した少年法第四十四条第二項の規定により発する令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。

4 第一項の裁判の執行は、法第二百七条の三第五項の規定並びに法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

(2) 第二百八十一条を次のとおり改めること。

(勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三条)

第二百八十一条 少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留の請求に代え少年法第十七条第一項の措置を請求する場合には、第四百七条から第五百十条の八までの規定を準用する。

3 第五編（再審）の改正

第二百八十三条を次のとおり改めること。

（請求の手續）

第二百八十三条 再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に差し出さなければならない。ただし、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の五第三項の規定による措置がとられた場合又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合であつて、原判決の謄本を添えることができないときは、原判決の抄本であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載がないものを添えれば足りる。

4 第六編（略式手續）の規定の改正、新設

(1) 第二百八十九条を次のとおり改めること。

（書類等の差出）

第二百八十九条 （略）

2～4 （略）

5 検察官は、第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを被告人に送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に差し出すことができる。

(2) 第二百九十条を次のとおり改めること。

(略式命令の時期等)

第二百九十条 (略)

2 裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本に代えて当該個人特定事項の記載がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるものを被告人に送達してその告知をすることができる。

3 前項の略式命令の謄本に代わるものには、同項の書面である旨を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

4 裁判所は、略式命令の謄本又は略式命令の謄本に代わるものの送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(3) 第二百九十二条を次のとおり改めること。

(起訴状の謄本の差出等・法第四百六十三条)

~~第二百九十二条 検察官は、法第四百六十三条第三項の通知を受けたときは、速やかに被告人の数に応ずる起訴状の謄本を裁判所に差し出さなければならない。~~

~~2 法第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた場合には、第百七十六条の規定の適用があるものとする。~~

2 法第四百六十三条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第百六十五条の二第二項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第二百七十一条の二第一項の求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を付記しなければならない。

(4) 第二百九十二条の二を新設すること。

(準用規定)

第二百九十二条の二 法第四百六十八条第五項において読み替えて適用する法第二

百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、前条第二項の規定を準用する。

第5 所要の規定の整備

別紙のとおり改めることなど。

以上

○ 第三十四条を次のとおり改めること（改正部分を下線で特定した。以下同じ）。

（裁判の告知）

第三十四条 裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の謄本を送達してこれをしなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

○ 第百五十条の二を第百五十条の九に改めること。

（被疑者の勾留期間の再延長・法第二百八条の二）

第百五十条の九（略）

○ 第百六十五条の二を第百六十五条の三に改めること。

（証明資料の差出・法第二百五十条）

第百六十五条の三（略）

○ 第百七十八条の八、第百七十八条の九を次のとおり改めること。

（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第二百九十九条の四）

第百七十八条の八 法第二百九十九条の四第十一項の規定による通知は、書面でしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置に係る者の氏名又は住居

二 検察官がとつた措置が法第二百九十九条の四第一項、第二項、第六項又は第七項の規定によるものであるときは、弁護人に対し付した条件又は指定した時期若しくは方法

三 検察官がとつた措置が法第二百九十九条の四第三項から第五項まで又は第八項から第十項までの規定によるものであるときは、被告人又は弁護人に対し知る機会を与えた氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先

四 検察官が証拠書類又は証拠物について法第二百九十九条の四第六項から第十項までの規定による措置をとつたときは、当該証拠書類又は証拠物を識別するに足りる事項

（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第二百九十九条の五）

第百七十八条の九 法第二百九十九条の五第一項又は第二項の規定による裁定の請求は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2・3（略）

○ 第百七十八条の十三から第百七十八条の十六までを第百七十八条の十四から第百七十八条の十七までに改めること。

（第一回公判期日における在廷証人）

第百七十八条の十四（略）

（検察官、弁護人の準備の進行に関する問合せ等）

第百七十八条の十五（略）

（検察官、弁護人との事前の打合せ）

第百七十八条の十六（略）

2（略）

（還付等に関する規定の活用）

第百七十八条の十七（略）

○ 第百九十七条の二を次のとおり改めること。

（簡易公判手続によるための処置・法第二百九十一条の二）

第百九十七条の二 被告人が法第二百九十一条第五項の機会に公訴事実を認める旨の陳述をし

た場合には、裁判長は、被告人に対し簡易公判手続の趣旨を説明し、被告人の陳述がその自由な意思に基づくかどうか及び法第二百九十一条の二に定める有罪の陳述に当たるかどうかを確かめなければならない。ただし、裁判所が簡易公判手続によることができず又はこれによることが相当でないと認める事件については、この限りでない。

○ 第二百十三條の二を次のとおり改めること。

(更新の手続)

第二百十三條の二 公判手続を更新するには、次の例による。

- 一 裁判長は、まず、検察官に起訴状(起訴状訂正書又は訴因変更等請求書面を含む。)に基づいて公訴事実の要旨を陳述させなければならない。ただし、被告人及び弁護人に異議がないときは、その陳述の全部又は一部をさせないことができる。
- 二 裁判長は、前号の手続が終わつた後、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。
- 三 更新前の公判期日における被告人若しくは被告人以外の者の供述を録取した書面又は更新前の公判期日における裁判所の検証の結果を記載した書面並びに更新前の公判期日において取り調べた書面又は物については、職権で証拠書類又は証拠物として取り調べなければならない。ただし、裁判所は、証拠とすることができないと認める書面又は物及び証拠とするのを相当でないと認めかつ訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面又は物については、これを取り調べない旨の決定をしなければならない。

四・五 (略)

○ 第二百十七條の十九を次のとおり改めること。

(公判前整理手続に付された場合の特例・法第三百十六條の二)

第二百十七條の十九 法第三百十六條の二第一項の決定があつた事件については、第七十八條の六第一項並びに第二項第二号及び第三号、第七十八條の七、第七十八條の十四並びに第九十三條の規定は、適用しない。

○ 第二百十七條の二十五を次のとおり改めること。

(証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第三百十六條の二十三)

第二百十七條の二十五 第七十八條の七第二項及び第七十八條の八から第七十八條の十二までの規定は、検察官が法第三百十六條の二十三第二項において準用する法第二百九十九條の四第一項から第十項までの規定による措置をとつた場合について準用する。この場合において、第七十八條の九第三項中「公判期日」とあるのは「公判前整理手続期日」と読み替えるものとする。

○ 第二百十七條の二十九を次のとおり改めること。

(準用規定)

第二百十七條の二十九 期日間整理手続については、前款(第二百十七條の十九を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七條の二から第二百十七條の四までの見出し中「第三百十六條の二」とあるのは「第三百十六條の二十八」と、第二百十七條の三及び第二百十七條の四中「第三百十六條の二第一項」とあるのは「第三百十六條の二十八第一項」と、第二百十七條の五から第二百十七條の十二までの見出し、第二百十七條の十四(見出しを含む。)、第二百十七條の十五から第二百十七條の十八までの見出し、第二百十七條の二十第一項、第二百十七條の二十一の見出し、第二百十七條の二十二(見出しを含む。)、第二百十七條の二十三の見出し、第二百十七條の二十四(見出しを含む。)、第二百十七條の二十五の見出し、第二百十七條の二十六(見出しを含む。)、第二百十七條の二十七の見出し及

び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六條の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七條の十五第一項第十七号中「第三百十六條の二十三第三項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第三項」と、同項第十八号イ中「法第百五十七條の二第一項」とあるのは「法第百五十七條の二第一項又は第百五十七條の三第一項」と、第二百十七條の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七條の二十の見出し中「第三百十六條の十三」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十三」と、同条第二項中「第三百十六條の十七」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十七」と、第二百十七條の二十五中「法第三百十六條の二十三第二項」とあるのは「法第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第二項」と読み替えるものとする。

○ 第二百十八條を次のとおり改めること。

（判決書への引用）

第二百十八條 地方裁判所又は簡易裁判所においては、判決書には、起訴状に記載された公訴事実又は訴因変更等請求書面に記載された事実を引用することができる。

○ 第二百二十二條の十四、第二百二十二條の十五を次のとおり改めること。

（即決裁判手続の申立ての却下）

第二百二十二條の十四 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十條の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一條第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

2 （略）

（即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした場合の措置・法第三百五十條の二十二等）

第二百二十二條の十五 即決裁判手続の申立てを却下する裁判書には、その理由が法第三百五十條の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一條第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

2 （略）

○ 第三百三條を次のとおり改めること。

（検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置）

第三百三條 （略）

2 前項の場合において、裁判所は、特に必要があると認めるときは、検察官については、当該検察官に対して指揮監督の権を有する者に、弁護人については、当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求しなければならない。

3 （略）

○ 第三百五條を次のとおり改めること。

（代替收容の場合における規定の適用）

第三百五條 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第十五條第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官（同法第十六條第二項に規定する留置担当官をいう。）を刑事施設職員とみなして、第六十二條第三項、第七十條の二第一項第五号、第八十條第一項及び第二項、第九十一條第一項第二号及び第三号、同條第四項第二号から第五号まで、第九十二條の二第一項、第四百九十九條の二第一項第六号、第五百十條の三第一項第五号、第五百十三條第四項、第

八十七條の二、第百八十七條の三第二項、第二百十六條第二項、第二百二十七條（第百三十八條の八、第二百二十九條、第二百八十四條、第二百九十四條及び第二百九十五條第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八條（第百三十八條の八、第二百二十九條、第二百八十四條、第二百九十四條及び第二百九十五條第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九條、第二百四十四條、第二百八十條の二第三項及び第四項並びに第二百八十條の三第二項の規定を適用する。

以上